

4月1日から

後期高齢者医療制度が始まります



国の医療制度改革により、現在の老人保健制度が平成20年3月31日で廃止となり、平成20年4月1日から、財政基盤の安定化を主要な目的とした「後期高齢者医療制度」が始まります。

後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者などが加入する新たな医療制度です。ここでは、その内容についてお知らせします。

問い合わせ先

- 市民課保険年金係
☎ 1148
- 後期高齢者医療広域連合
☎ 059-221-6883
☎ 059-221-6884
- ✉ koukikourei-mie@union.mie-kokikorei.lg.jp
- URL <http://www.75iryu.biz-web.jp/index.html>

運営主体

都道府県の区域ごとに、すべての市町村が加入する広域連合が運営主体となります。三重県においては、「三重県後期高齢者医療広域連合」が事務を行います。

広域連合の事務

被保険者の認定、資格管理、保険証などの交付など

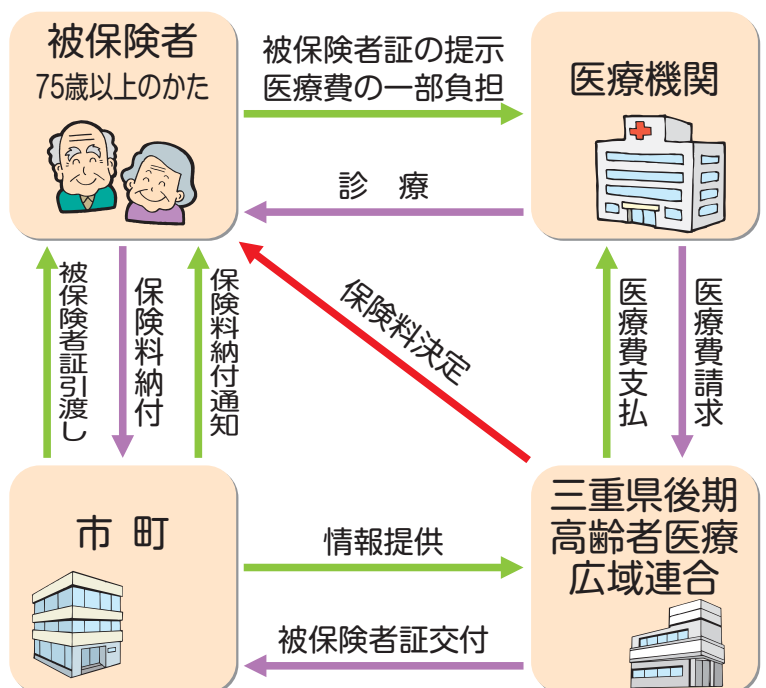
市の事務

加入・脱退の届け出の受け付け、保険証の引き渡しなどの窓口業務、保険料の徴収など

対象となるかた

- ① 三重県内に住所を有する次の①または②に該当するかたが対象となります。
- ② 75歳以上のすべてのかた

後期高齢者医療制度のしくみ



資格を取得する日

- 平成20年4月1日現在、75歳以上のかた
制度施行日（平成20年4月1日）から資格を取得

（生活保護を受けているかたは除きます）
② 65歳以上で一定の障がいがあり、制度に加入するかた
※対象者は、現在加入している国民健康保険や社会保険などの健康保険を脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

資格を取得する日

- 65歳〜74歳で、「一定以上障害認定申請」により老人保健資格を取得しているかた
制度施行日（平成20年4月1日）から資格を取得
※本人の申し出により資格喪失できません。
- 制度施行後75歳となるかた
75歳年齢到達日（誕生日）から資格を取得
- 制度施行後、65歳〜74歳で「一定以上障害認定申請」をされたかた
広域連合から認定を受けた日から資格を取得

被保険者証(保険証)の交付

対象となるかた	交付の方法
老人保健制度から移行されるかた	3月下旬に郵送
制度施行後に75歳になるかた	75歳到達日(誕生日)の前に郵送
障害認定申請をされたかた	認定後に交付

※被保険者証は、1人1枚交付します。

被保険者証(保険証)

保険料の算定

※なお、被保険者証の有効期限は毎年7月末日となっております。7月中旬に、8月から翌年7月未まで有効の新たな被保険者証を郵送します。

後期高齢者医療制度では、介護保険制度と同様にすべての被保険者一人ひとりに対して保険料を算定、賦課します。保険料は、医療給付などを行うために必要な経費をもとに算定します。内訳は、「均等割(応益割)」と「所得割(応能割)」が基本となります。

所得の低い世帯のかた
保険料の軽減措置

なお、所得割の算定対象所得は「基礎控除後の総所得金額等」を基準とします。また、保険料の上限は、均等割と所得割の合計年額50万円です。均等割額と所得割率は、原則県内均一で、後期高齢者医療広域連合において2年ごとに算定します。※平成20・21年度は次のとおりです。
均等割額 36,758円
所得割率 6.79%

所得の低い世帯のかたは低所得世帯に属するかたについては、世帯の所得水準に応じて一定の計算に基づき保険料の均等割部分の軽減(7割、5割、2割)措置があります。※65歳以上のかたの公的年金などに係る所得については、その所得から15万円を差し引いて判定します。■制度加入前日まで社会保険の被扶養者であったかたは、後期高齢者医療制度に加入される前日において、社会保険などの被用者保険に加入する家族に扶養されていたかたは、新たに保険料負担がかかることから、激変緩和のため、制度に加入したときから2年

老人保健制度と後期高齢者医療制度との比較

項目	老人保健制度 (平成20年3月31日まで)	後期高齢者医療制度 (平成20年4月1日から)
運営主体	市町村	広域連合(都道府県単位で全市町村加入)
対象者	・75歳以上のかた ・65歳以上で一定の障がいがあり、制度に加入するかた	老人保健制度と同じ
加入形態	それぞれの医療保険に加入 市町村が行う老人保健医療を受ける	それまでの医療保険を脱退し、後期高齢者医療制度に加入 市町村で構成する広域連合が運営する保険制度
医療費の給付	療養の給付など	老人保健制度と同じ
一部負担(窓口負担)	1割負担(現役並み所得者は3割)	老人保健制度と同じ
保険料の負担	老人保健制度自体での保険料の負担はない(国民健康保険や社会保険などの保険者へ保険料を納付する)	被保険者は、広域連合が条例で定めた保険料率により算定した保険料を納付する

※老人保健制度では、国民健康保険または社会保険などに加入したまま老人保健制度の対象となっています。後期高齢者医療制度では、独立した医療制度であるため、それまで加入していた保険を脱退して加入することになります。

間は均等割が5割軽減され、所得割はかかりません。さらに、平成20年度については、時限措置として4月から9月までの6か月間の保険料は無料となり、10月から平成21年3月までの6か月間の保険料は、均等割が9割軽減された額となります。※被用者保険とは、政府管掌健康保険や、企業の健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことで、国民健康保険は含まれません。

窓口での自己負担額は、現行の老人保健制度と同様で、かかった医療費の1割(現役並み所得者は3割)の金額です。原則として年金からの天引きによる特別徴収となります。ただし、年金の金額やそのほかの理由により天引きできないかたは、納付書や口座振替

医療機関にかかったとき
保険料の支払い方法

とば出前とーくに
テーマを追加しました

制度が創設された経緯や制度の概要やしくみなどを知っていただくため、とば出前とーくに「後期高齢者医療がはじまります」という新しいテーマを追加しました。お気軽にご利用ください。

替での普通徴収で市に保険料を納めていただきます。